

高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル 審査要領

高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県立高知城歴史博物館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査委員一人当たり95点とし、審査項目と配点は審査基準の通りとする。

3 審査委員会の開催

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時・場所

日時：令和4年6月16日（木）午前9時30分～（予定）

場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール

(2) プrezentation

①出席者は提案者毎に3名以内とする。

②プレゼンテーションの時間は1者30分以内とする。

③各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間（15分）を設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。（別紙）
- (2) 審査委員会におけるプレゼンテーションは、プロジェクターの利用も可能とする。プロジェクター等を使用する場合は企画提案書提出時に申し出ることとし、あわせて投影する資料も提出締切日までに、データで提出すること。データはCD、USB等の媒体を提出すること。メールでの提出は受け付けない。パソコン、スクリーンは当館備品を使用することとする。映像や音声の再生機等、プロジェクター以

外の機器の使用は認めない。ただし、データ内での動画、音声再生は可とする。

- (3) 提出した企画提案書に記載された内容の範囲内でプレゼンテーションを行うこと。
また、審査委員会当日の新たな企画提案、資料配布は禁止とする。
- (4) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (5) すべての参加者の審査が終了した後、得点結果を集計し、候補者と次点者を決定する。
- (6) 候補者、次点者の決定にあたっては、得点結果のほか、審査員による候補者、次点者としての優先順位（順位点）を参考にする場合がある。
- (7) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (8) 審査委員会に出席しない事業者の企画提案は無効とする。
- (9) 審査結果は全提案者に通知するとともに、当館ホームページでも公表する。
- (10) 審査及び結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

(別紙)

審査基準

| 審査項目 | 配点 | 審査内容 | 配点 |
|----------------------------------|-----|---|-----|
| (1) 基本コンセプト | 1 0 | 本業務の目的や考え方を理解した提案内容となっているか。 | 5 |
| | | 県民はもとより観光客への誘客促進を図ることが期待できるか。 | 5 |
| (2) 高知城や高知市 中心部を訪れた観光 客の誘客 | 2 0 | 当館外構に設置する PR 揭示物の案は、常時、高 知城来場者や当館周辺を通行する観光客等の誘 客に効果が期待できるか。 | 10 |
| | | 高知県中心部の公共施設等に設置する掲示物等 の案は、観光客等の誘客促進に期待できるか。 | 10 |
| (2) 各種メディアや 媒体広告等を活用し た広報 | 2 0 | 当館の認知度向上と誘客促進を図ることが期待 できるか。 | 10 |
| | | 実施する時期や時間帯、回数等は効果的な内 容か。 | 5 |
| | | 実効性があり、効果が期待できるか。 | 5 |
| (4) 追加提案 | 2 0 | 独自の追加提案は、博物館の認知度向上と誘客 促進を図るうえで効果が期待できるか。 | 10 |
| | | 提案内容は具体的かつ実行性があるか。 | 10 |
| (5) 実施スケジュー ル | 1 0 | 実効性が高く、観光シーズンや博物館の事業ス ケジュールを踏まえた効果的かつ効率的なスケ ジュールになっているか。 | 10 |
| (6) 実施体制 | 5 | 各業務に応じた専門的な人材及び人数が配置さ れ、業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制 となっているか。 | 5 |
| (7) 業務実績 | 5 | 過去の実績は、本事業の実施に対し十分な効果 が期待できるものであるか。 | 5 |
| (8) 費用見積 | 5 | 業務に必要な費用の見積額は適正であるか。 | 5 |
| 合計 | 9 5 | | 9 5 |